



ホームページ <http://www.kanda-aiiro.or.jp/>

一般社団法人
 千代田区神田錦町3の17の2
 TEL(3291)8306
神田青色申告会
 発行責任者 角谷幸男
 編集責任者 後藤寧

第24回定時総会のご案内

会員の皆様におかれましては、日頃より当会の運営に格別のご協力を賜り心より御礼申し上げます。さて、本年も左記の日程にて定時総会を開催させていただきます。ご事業が忙しいこととは存じますが、是非ご出席を賜りますようお願い申し上げます。なお、昨年に引き続き、区民会館での開催とさせていただきます。懇親会は開催致しませんのでご了承ください。

また、総会の成立には過半数以上の出席(委任状含む)が必要となります。ご欠席の場合は必ず今回封じました委任状をご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

日時 平成28年5月26日(木)

午後2時30分

場所 万世橋区民会館

千代田区外神田1-1-11

議案 平成27年度事業報告承認の件

平成27年度決算報告及び監査報告承認の件

平成28年度事業計画案報告の件

平成28年度予算報告の件

議案の詳細につきましては、平成28年5月号会報に掲載いたします。

確定申告期のご報告

当会にとっても会員の皆様にとっても大変重要な、平成27年分の確定申告が終了しました。本年も会員皆様の御協力により、ご予約での指導を行わせていただき、大きなトラブルもなく終了することができました。また、東京税理士会神田支部の先生方におかれましては、大変お忙しい中、確定申告期間中に毎日会員指導、e-Taxの代理送信のため事務局で御支援を賜りました。厚く御礼申し上げます。事務局では昨年に引き続きe-Taxによる申告書の提出を推進してまいりました。会員の皆様の御協力もあり、昨年と同程度の送信を行うことができました。ご協力に重ねて感謝申し上げます。e-Taxにつきましては利用者の増加をはかってまいりますので、今後も会員の皆様にはご協力をよろしくお願い申し上げます。

本年、事務局をご利用にならなかった会員の皆様におかれましては、税理士先生の指導を受けられる大変貴重な機会でございますので、是非、来年はご利用をいただきますようご案内申し上げます。

ご協力いただいた税理士先生

(順不同・敬称略)

常田 実・池上浩克・伊澤修治・川口一男・羽鳥陽一郎・西田和喜・横山弘美・渡辺 均・中村光孝・中川幸子・齊藤栄太郎・坂東茂晴・平塚秀明・小

初日にe-Taxで申告!

本年もe-TaxのPRのために2月16日の確定申告初日に事務局より役員による申告書の送信を行いました。当日は、神田税務署 永島署長様、梅田副署長様、苫米地統括官様にも同席いただき、当会の川崎理事が署幹部の皆様へアドバイスいただきながらパソコン操作を行い無事に申告書の送信を行いました。今後もe-Tax利用者が一人でも増えるようにPR活動を行ってまいります。



事務局でのe-Tax送信

青色コーナーに従事いたしました。

本年の確定申告より神田税務署が行う申告相談会場が、東京国税局の移転により大手町から築地の東京国税局新庁舎に変わりました。昨年までの麹町署、神田署、日本橋署、京橋署の4署に、江東西署、江東東署の2署が新たに加わり、6署合同での申告相談会場となりました。会場内に設置された「青色コーナー」の運営につきましては、1月に神田税務署 永島署長より、当会 角谷会長あてに「協力要請状」が交付され、当会の目的でもあります「青色申告制度の普及推進」のために、役員が青色コーナーに従事いたしました。6署管内の各青色申告会で日程調整を行い従事いたしました。江東区の税務署が加わったことから昨年の2倍以上の方がコーナーを訪れ、他の会の役員と協力し青色申告の普及を行いました。昨年までの大手町での4署合同会場と違い、人口の多い江東区が加わったことにより、従事された役員の皆様にはお忙しい思いをさせたことと存じます。青色申告会として納税者の皆様に「青色申告」をPRできる数少ないチャンスですので、毎日の記帳により正しい確定申告ができることをコーナーに訪れた方々へ丁寧に説明していただきました。今後「青色申告制度の普及推進」という目的を持って、公益活動を展開してまいりたいと考えております。ご協力をいただいた役員の皆様、本当にありがとうございました。

知っていますか?! 「領収書」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されています。

「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された金額が3万円未満のものが非課税とされてきましたが、平成26年4月1日以降に作成されたものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされております。また、消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます)が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収書」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

青色申告会では毎日記帳指導を行っています!

本年も確定申告の時期が終了いたしました。最近の傾向として、パソコンの会計ソフトを利用して記帳をされている会員さんが非常に多くなってきました。申告の相談の際に、パソコンやデータをお持ちいただき、中身を見させていただいておりますが、限られた時間の中ですべてを確認できていないと思われ、会員の皆様におかれましては、お忙しいとは思いますが、確定申告時期以外でも事務局は営業しておりますので、年に数回は事務局で帳簿の確認を受けていただければ幸いです。確定申告期の指導時間の短縮にもつながります。もちろん手書きの帳簿指導も行っておりますので、是非、事務局をご利用いただけますようご案内申し上げます。

労働保険の保険期間は4月～3月です。

従業員を一人でも雇うと労働保険への加入が必要となります。また、神田青色申告会は労働保険事務組合として、事務の委託を受けておりますので、事業主やその家族なども特別加入として労災保険に加入することができます。会員の皆様には会費をいただいておりますので、低廉な委託手数料で委託をお受けすることができます。また労働保険に加入されていない事業所の方等は、是非この機会に当会への委託をご検討下さい!

雇用保険料率が改定されました!

平成28年4月1日から雇用保険料率が改定されたため、事業主と労働者との負担の内訳は下記のとおりとなります。

事業の種類	保険料率	事業主負担	労働者負担
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000

平成28年度は労災保険料率について変更はありません。